

はじめに

「志免町子どもの権利条例」（以下、「条例」という）は平成19年に施行され、本年で9年が経過しました。条例には第24条で、この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために「子どもの権利委員会」を置くことが定められています。

第3期の子どもの権利委員会は、平成25年12月に設置され、3年間にわたり、第三者的な立場から検証作業を行ない、その結果を取りまとめました。

この検証結果が今後の志免町の施策に生かされ、より多くの具体的な実践が行われること。そして、町民の「子どもの権利」への正しい理解と、深い関心を集めることとなりますよう、期待しております。

平成28年11月

志免町子どもの権利委員会委員長
山崎 冬花